入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（０７９－２８１－３５０５）までお問い合わせください。

令和　８年（ケ）第　　４０号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　西　　眞庸夏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１３日　午後　１時００分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 940, 000 1, 552, 000	一括	388, 000	65, 468	0
1	1, 070, 000				
2	870, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　４０号

物　件　目　録

１　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津

地　　番　　２９５番

地　　目　　宅地

地　　積　　５６９．４１平方メートル

共有者　Ａ　持分２分の１
共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津２９５番地

家屋　番号　　２９５番

種　　類　　居宅

構　　造　　木・コンクリートブロック造瓦陸屋根２階建

床　面　積　　１階　　１２４．０９平方メートル
２階　　４３．８８平方メートル

（未登記附属建物）

種　　類　　車庫

構　　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床　面　積　　約４８平方メートル

（未登記附属建物）

種　　類　　物置

構　　造　　プレハブ造陸屋根平家建

床　面　積　　約１０平方メートル

共有者　Ａ　持分２分の１
共有者　Ｂ　持分２分の１

令和　8年（ケ）第　　40号

物　件　明　細　書

令和　8年　7月15日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　平　尾　良　子

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者らが占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1】
隣地との境界が不明確である。

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　４０号

物　件　目　録

１　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津

　　地　　番　　２９５番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５６９．４１平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津２９５番地

　　家屋　番号　　２９５番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木・コンクリートブロック造瓦陸屋根２階建

　　床　面　積　　１階　　１２４．０９平方メートル
　　２階　　４３．８８平方メートル

（未登記附属建物）

　　種　　類　　車庫

　　構　　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

　　床　面　積　　約４８平方メートル

（未登記附属建物）

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　プレハブ造陸屋根平家建

　　床　面　積　　約１０平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

令和８年(ケ)第４０号
令和８年　６月　８日受理
令和８年　6月24日提出

現 況 調 査 報 告 書

神戸地方裁判所姫路支部
執 行 官　平 野　匡

(注)　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　４０号

物　件　目　録

１　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津

　　地　　番　　２９５番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５６９．４１平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津２９５番地

　　家屋　番号　　２９５番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木・コンクリートブロック造瓦陸屋根２階建

　　床　面　積　　１階　　１２４．０９平方メートル
　　　　２階　　４３．８８平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	神崎郡市川町千原２９５番地
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　）　□　（物件　）
形状	■公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（A、B）　□その他の者 上記の者らが本件土地上に下記建物を所有し占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■形状が建物図面とやや異なるが、種類、床面積、構造等は概ね公簿と同一である
物件目録にない附属建物	□ない　未登記附属建物①（写真⑰） 種類：車庫 ■ある　構造：鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床面積：約４８平方メートル 未登記附属建物②（写真⑱） 種類：物置 構造：プレハブ造陸屋根平家建 床面積：約１０平方メートル
占有者及び占有状況	■建物所有者（A、B）　□その他の者 上記の者らが本件建物を居宅（空き家）として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある ┌　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 └ 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　本件物件の形状、構造等および占有関係については、現況調査の結果および現況調査報告書編綴の写真により、２枚目のとおり認めた。

2　本件建物について

（１）床、柱、建具、内壁、天井、屋根および外壁等において、全体的に経年劣化および使用態様等による著しい傷みおよび汚れ等が認められた。

（２）ホールの塗り壁が剥落し下地が露出している（写真②赤丸部分）。

（３）和室２の障子（写真④、⑦）および和室１のガラス障子（写真⑤）が破損している。

（４）洋室１の掘り炬燵の跡がベニヤ板で修復されている（写真⑧赤丸部分）。

（５）洋室２の天井に雨漏り痕および天井板の崩落を認めたところ（写真⑩）、他の箇所においても雨漏りがあった可能性は排除できない。

（６）台所の床に傷みがあり（写真⑪赤丸部分）、洋室３の壁に穴が開いているところ（写真⑯赤丸部分）、他の箇所においても同様の損傷等がある惧れがある。

（７）洋室２の外側に金属パイプで組まれた屋根および竹で組まれた簡素な囲いがあり（写真①）、地面に定着しているところ、物干し場として使用されていたことが伺える（写真㉑）。

（８）トイレの外側の軒下に大きな蜂の巣を認めた（写真⑳赤丸部分）。

（９）主である建物の東側に未登記附属建物２棟を認めた（写真⑰、⑱）。

3　本件土地について

（１）本件土地の東側一帯は下草の繁茂が著しく（写真⑲）立ち入ることができなかったところ、前面道路からの目視により工作物らしき物の屋根を認めた（写真⑲赤丸部分）。酷く朽廃していることが伺え、定着物であるか動産であるか判別ができなかった。

4　債務者兼所有者ＡおよびＢに対し本件物件の瑕疵等を伺う郵便照会を実施したが、本報告書提出時までに回答を得られなかった。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■市川町役場建設課 担当者	1　本件土地前の水路に架かる架橋につき占用許可の記録はありません。申請されていないのではないかと思われます。 2　買受人におかれても現状変更しない限り特段の申請は要しません。
■債務者兼所有者Ａ 破産管財人事務所 担当者	1　債務者兼所有者Ａは、先だって本件建物から退居しました。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年６月１０日（水） １３：２０－１３：３０	神戸地方法務局姫路支局	■登記事項証明書および公図等取得
令和８年６月１０日（水） １４：４０－１４：５０	物件所在地	■物件確認 ■占有調査 ■立入通知書および照会書（110 円）投函 ■外観写真撮影
令和８年６月１７日（水） １０：２０－１１：１０	物件所在地	■立入調査 ■評価人同行 ■写真撮影
令和８年６月１７日（水） １１：２５－１１：４０	市川町役場建設課	■担当者より聴取
令和８年６月１７日（水）	執行官室	■債務者兼所有者ＡおよびＢに対し郵便照会（110 円×4）
令和８年６月２２日（月） １０：００－１０：０５	執行官室	■債務者兼所有者Ａ破産管財人事務所担当者より電話聴取（受信）

（特記事項）

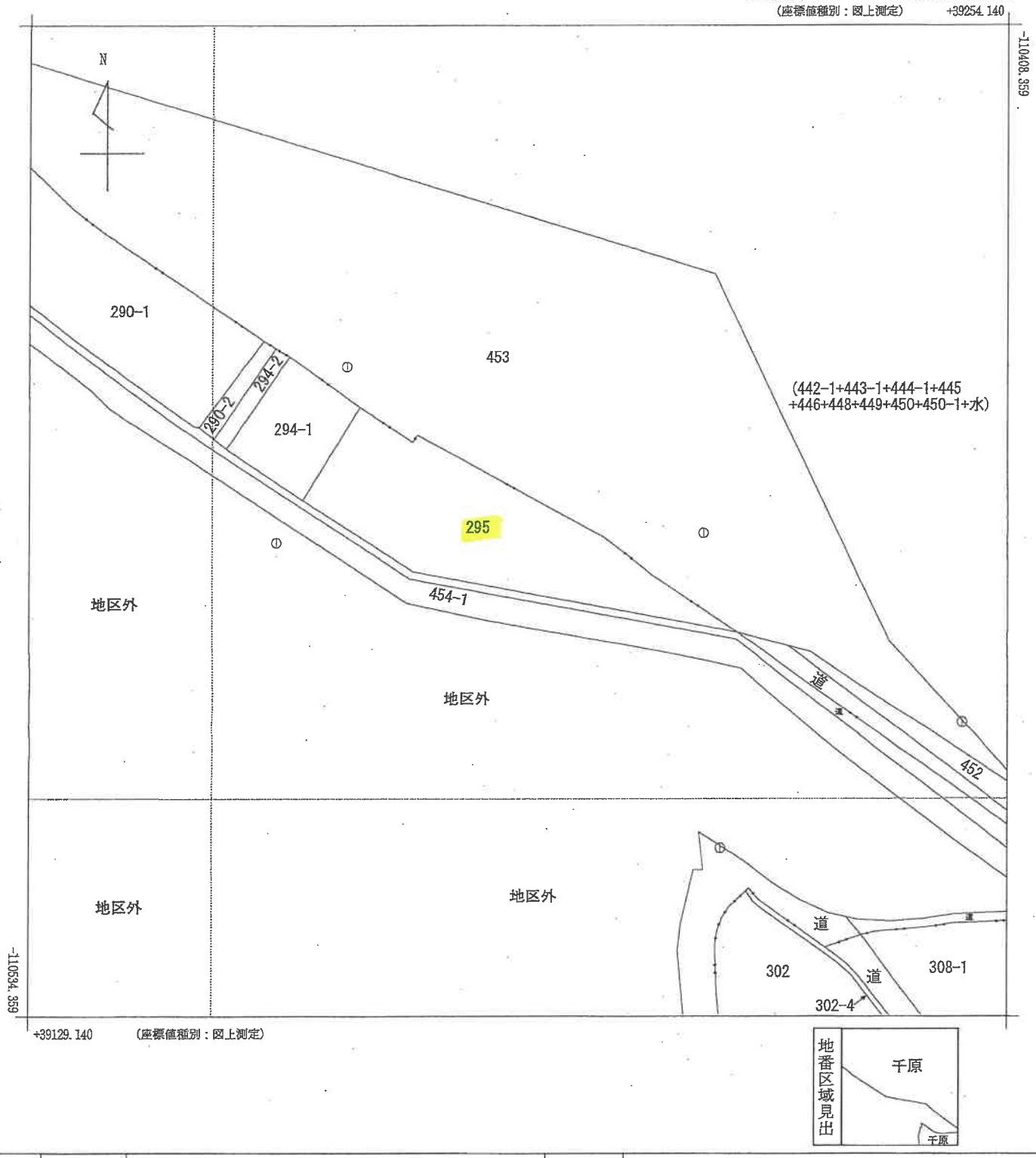
□　令和　年　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和８年６月１７日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Ｃを立ち会わせ解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　年　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はＡ３版をＡ４版に縮小したものである



請求部分	所在	神崎郡市川町千原字高津				地番	295番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	平成6年3月			備付年月日(原図)		補記事項			

請求番号：21-1
(1/1)

（ 6枚目 ）

公用

公用

登記年月日：平成5年2月5日

758605

各階平面図

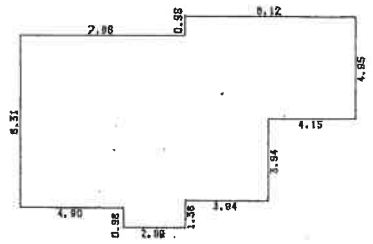
家屋番号	295番
建物の所在	神崎郡市川町千原字高津２９５番地

建物図面
各階平面図

[redacted]

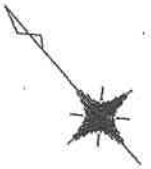
H5、2、5

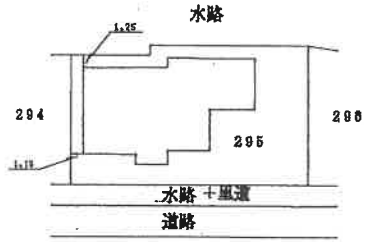
1階



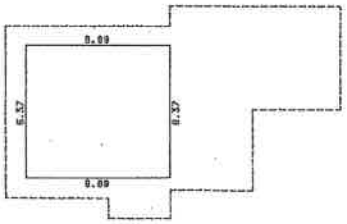
求積表

8.31	X	4.90	=	40.7190
9.29	X	2.96	=	27.4984
10.25	X	0.03	=	0.3075
8.89	X	3.94	=	35.0266
4.95	X	4.15	=	20.5425
合計				124.0940
床面積				124.09 ㎡





2階



求積表

6.37	X	8.89	=	43.8893
				43.8893
床面積				43.88 ㎡

作製者	[redacted] 年 2 月 5 日作製)	縮尺	1/250
(弘文堂印刷納)			

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

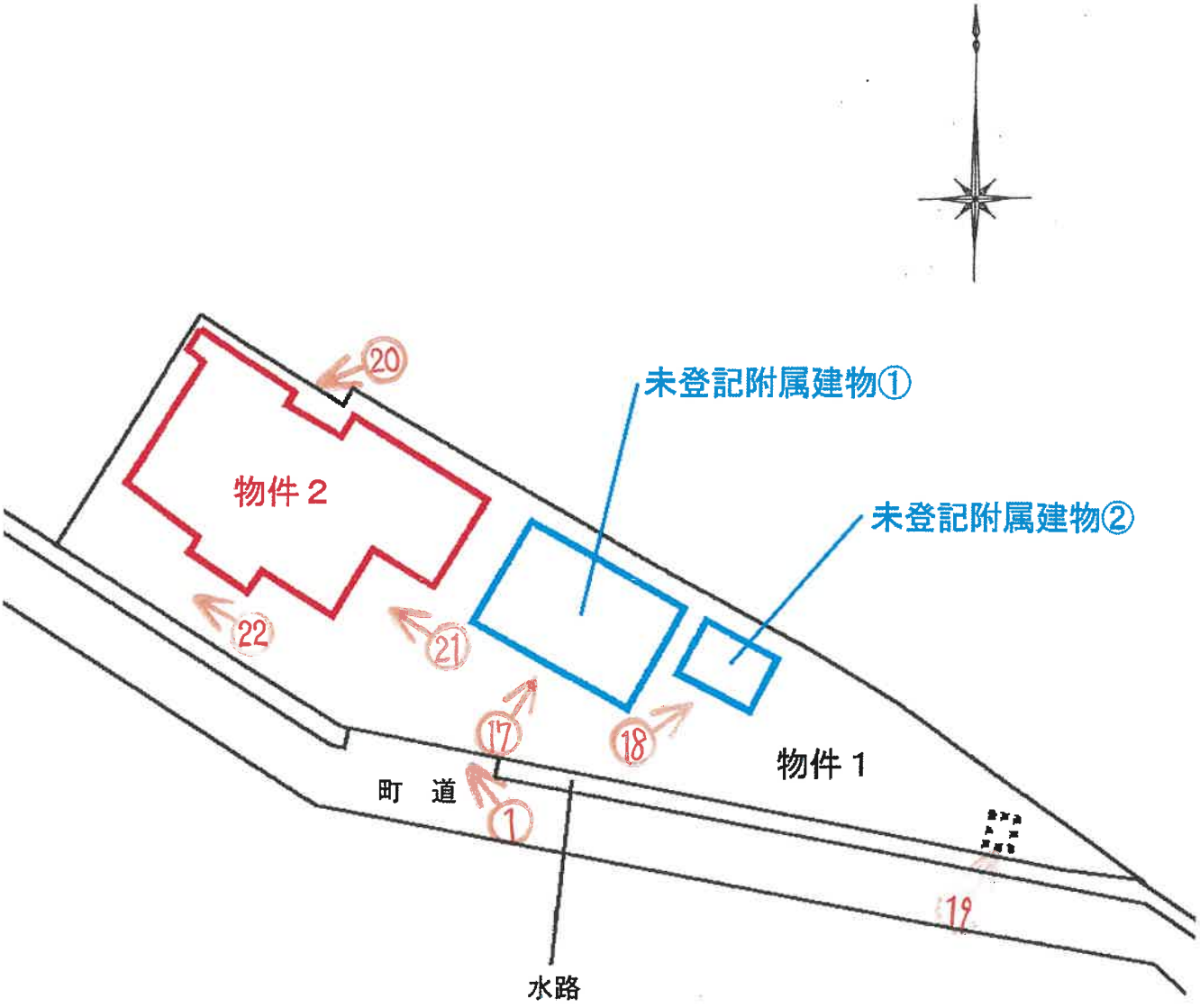
本図面はＡ３版をＡ４版に縮小したものである

（７枚目）

請求番号：21-2

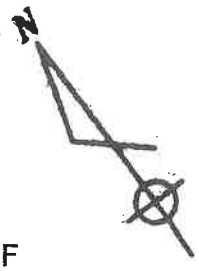
土地建物位置関係図

（←○は写真番号および撮影位置・撮影方向）

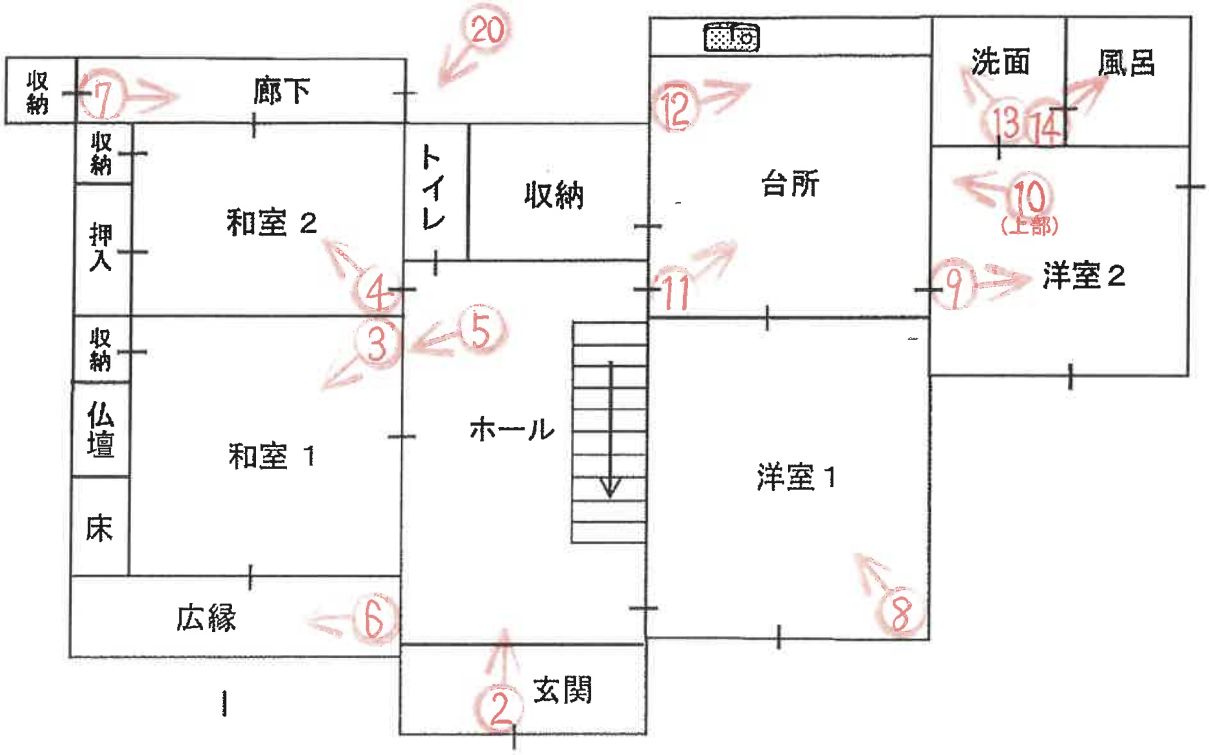


建 物 間 取 図

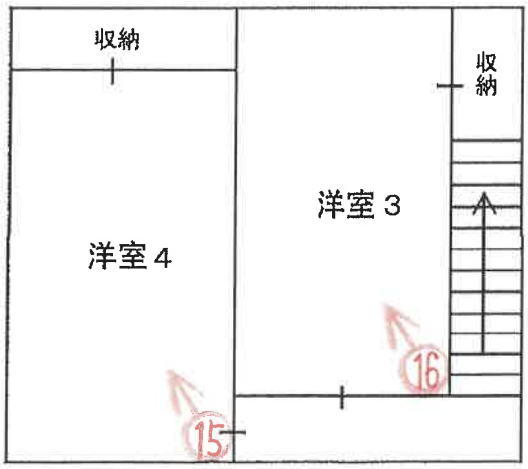
（←○は写真番号および撮影位置・撮影方向）



1F



2F





①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑯

⑰



⑱



⑲





⑳



㉑



㉒

令和 8 年 （ケ） 第 40 号
令和 8 年 6 月 17 日現地調査
令和 8 年 6 月 24 日評　　価

神戸地方裁判所
姫路支部　　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

一色 かつみ

第１　評価額

一　括　価　格	
金1,940,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金1,070,000円
物件２（建物）	金870,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
	特記事項		
	○公図上、物件１と町道との間に里道が介在するが、現況は水路となっており、水路上にコンクリート橋が架橋され敷地内に至る。市川町役場担当課によると、当該架橋についての許可資料は役所に保存されていないとの回答を得た。許可資料が必要な場合は、新たに申請が必要とのことである。なお、当該橋の撤去については必ず許可を要するとのことである。 ○物件２は建物図面と形状はやや異なるが、種類・床面積・構造等は概ね目録記載に同じである。また北西部に出っ張っている箇所の軒が、隣地に越境している可能性がある。なお敷地の境界・範囲等の確定は専門家の調査によらなければ判然としない。 ○物件２に以下の未登記附属建物が２棟存する。その他、東側一体の雑草等が繁茂するあたりに工作物らしき屋根が見られるが、立ち入ることができず、詳細不明である。 （未登記附属建物①） 種　類…車庫 構　造…鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建 床面積…約４８㎡ （未登記附属建物②） 種　類…物置 構　造…プレハブ造 陸屋根 平家建 床面積…約１０㎡		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件１）

位置・交通	ＪＲ線　甘地駅の北方　約1.9ｋｍ（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	二級河川市川右岸流域の農地の中に、農家住宅等が点在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外無指定 指定なし －％ －％ 防火指定なし 洪水浸水想定区域0.5m～3.0mの区域
画地条件	規模　569.41　㎡の　不整形地	
接面道路の状況	南側　約4m町道	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地	
供給処理施設	上水道　不明(特記事項のとおり) ガス配管　なし 下水道　あり (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・前面道路に上水道の給水管は無く、井戸を利用しているものと思われる。 ・法務局備付けの地積測量図は無く、法１４条地図により現地にて概測したところ概ね公簿に同等と思われる。なお敷地の境界・範囲等の確定は専門家の調査によらなければ判然としない。 ・二級河川市川の河川保全区域に該当し、土地の形質変更、掘削、建物等の築造等は河川管理者の許可を要する。	

2　　建物の概況及び利用状況等　　（物件２）

区　　分	主である建物 （附属建物は「特記事項」に記載）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　　平成4年11月30日 新築 経過年数　　34 年程度 経済的残存耐用年数　　－ 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕　　様	構　造　：　木・コンクリートブロック造 屋　根　：　瓦葺 外　壁　：　焼板・吹付等 内　壁　：　センイ壁、クロス貼等 天　井　：　合板、ボード等 床　　：　タタミ・フローリング等 設　備　：　特にない その他　：　－
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　居宅 間取り：附属資料建物間取図のとおり
品　　等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・床の傷・沈み込み、壁の剥がれ、天井の剥がれ・ 雨漏り痕が複数箇所で確認でき、全体的に保守管理の状態は非常に悪い。 ・未登記附属建物①②の建築時期は不明であるが、主要建物と同時期程度と判断し、経済的耐用年数をほぼ満了しているものと査定した。いずれも、品等・保守管理の状態は劣る。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	7,620	0.70	569.41	0.80	2,430,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　（市川（県）－３）

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

6,300 × 98/100 × 100/100 × 100/81 ≒ 7,620

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要（1.00）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/103 × 100/98 × 100/80 × 100/100 ≒ 100/81

イ 個別格差：形状・水路介在・河川保全区域等（0.70）

ウ 地　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
2	150,000	167.97	0.05	1,260,000
未登記附属建物①	100,000	約　48.00	0.05	240,000
未登記附属建物②	60,000	約　10.00	0.05	30,000
				計　1,530,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	2,430,000	0.10	敷地占有利益	240,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,430,000	-240,000		0.70	0.70	1,070,000
2	1,530,000	+240,000	1.00	0.70	0.70	870,000
一括価格（合計）						1,940,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　過疎化が進む地域に存すること、老朽化した建物であること等を考慮した。

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（市川（県）－３）

所	在	：神崎郡市川町小畑字高所８５８番１外
価	格	：6,300円/㎡
位	置	：ＪＲ線「甘地」駅より道路距離4.5ｋｍ
価格時点		：令和７年７月１日
地	積	：543㎡
供給処理施設		：水道
接面街路		：東側幅員6m町道に接面
用途指定等		：都市計画区域外
地域の概要		：農家住宅が点在する農村集落地域

２　固定資産税評価額（令和7年度）

物件１：	3,230,832円
物件２：	3,788,600円

第７　附属資料

１　対象不動産及び地価公示地等の位置図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　物件配置略図
５　建物間取図
６　現況写真

以　上

令和　8年（ケ）第　　４０号

物　件　目　録

１　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津

　　地　　番　　２９５番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５６９．４１平方メートル

　　共有者　A　持分２分の１
　　共有者　B　持分２分の１

２　所　　在　　神崎郡市川町千原字高津２９５番地

　　家屋　番号　　２９５番

　　種　　類　　居宅

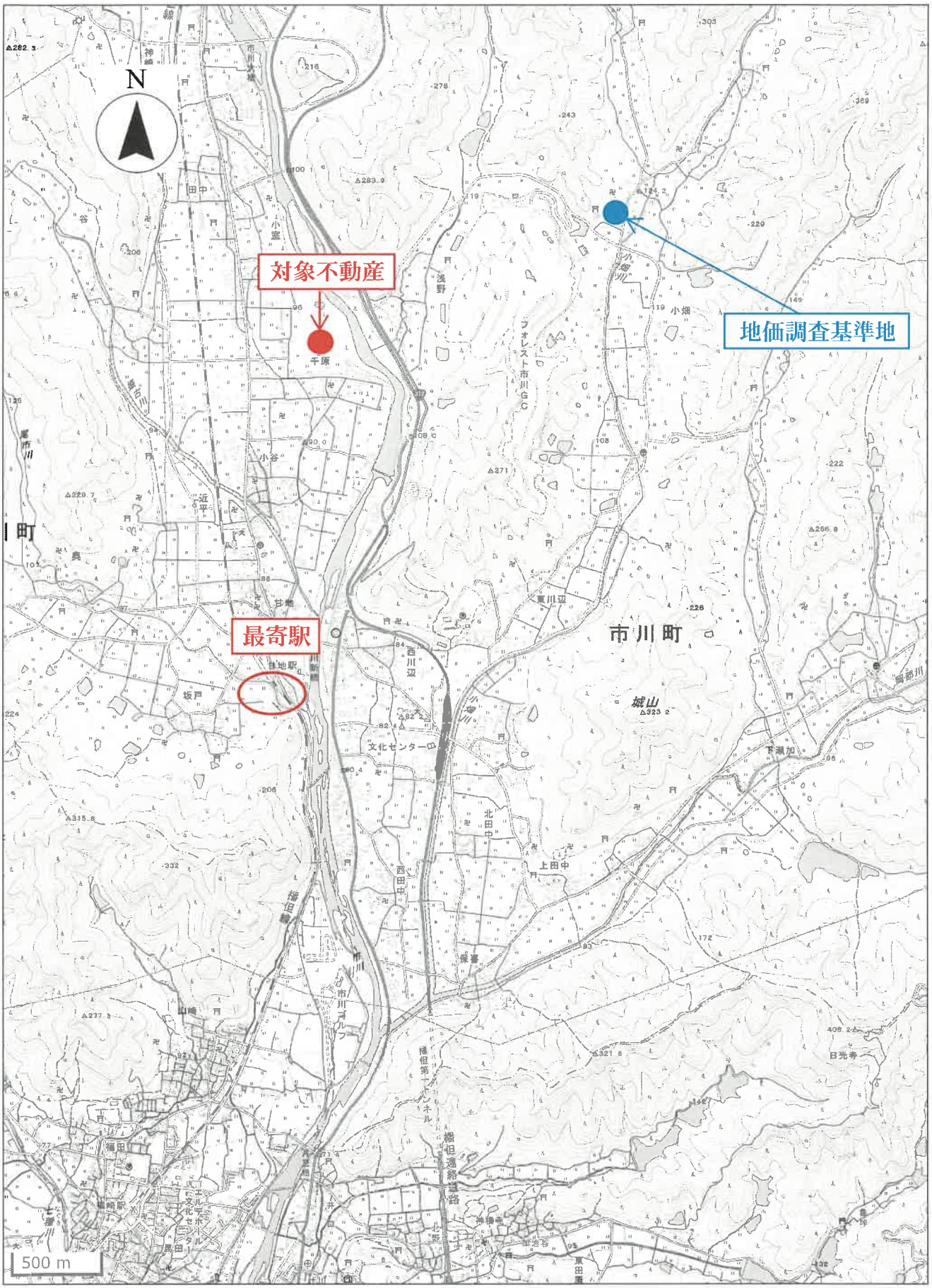
　　構　　造　　木・コンクリートブロック造瓦陸屋根２階建

　　床　面　積　　１階　　１２４．０９平方メートル
　　２階　　４３．８８平方メートル

　　共有者　A　持分２分の１
　　共有者　B　持分２分の１

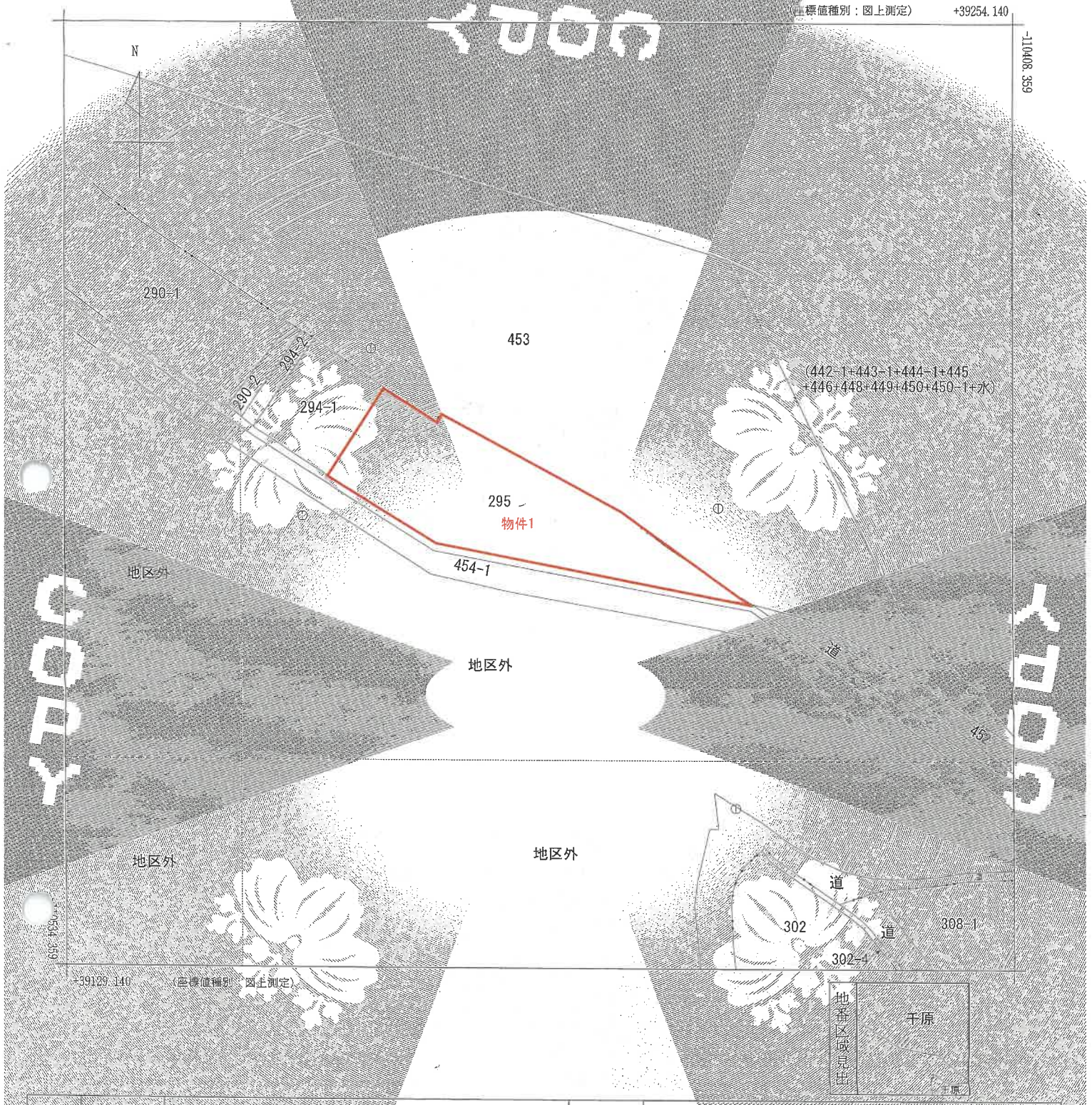
地理院地図
GSI Maps

位 置 図



＊国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

公図写



請求部分	所在	神崎郡市川町千原字高津				地番	295番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成6年3月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局姫路支局管轄）
令和8年3月23日
神戸地方法務局
登記官 [redacted]

請求番号：3-1
(1/1)

A3版をA4版に縮小

登記年月日：平成5年2月5日

758605

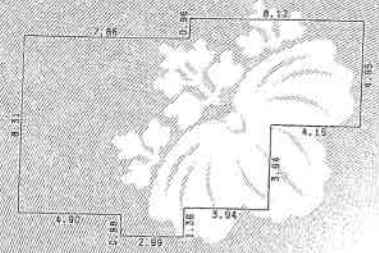
各階平面図

建物図面 各階平面図

家屋番号	295番
建物の所在	神崎郡市川町千原字高津295番地

H5、2、5

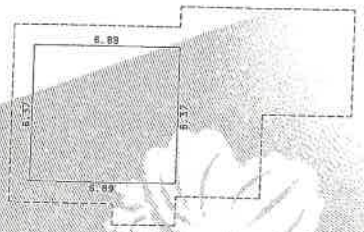
1階



求積表

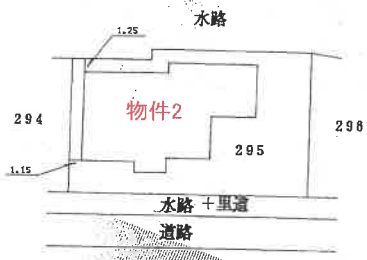
8.31	X	4.90	=	40.7190
9.29	X	2.96	=	27.4984
10.25	X	0.03	=	0.3075
8.89	X	3.94	=	35.0266
4.95	X	4.15	=	20.5425
合計				124.0940
床面積				124.09 ㎡

2階



求積表

6.37	X	6.89	=	43.8893
				43.8893
床面積				43.88 ㎡



作製者	土地家屋調査士 [redacted]	年2月5日作製	縮尺 1/250	申請人	[redacted]	縮尺 1/500

（弘文堂印刷納）

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局姫路支局管轄）
令和8年3月23日
神戸地方法務局

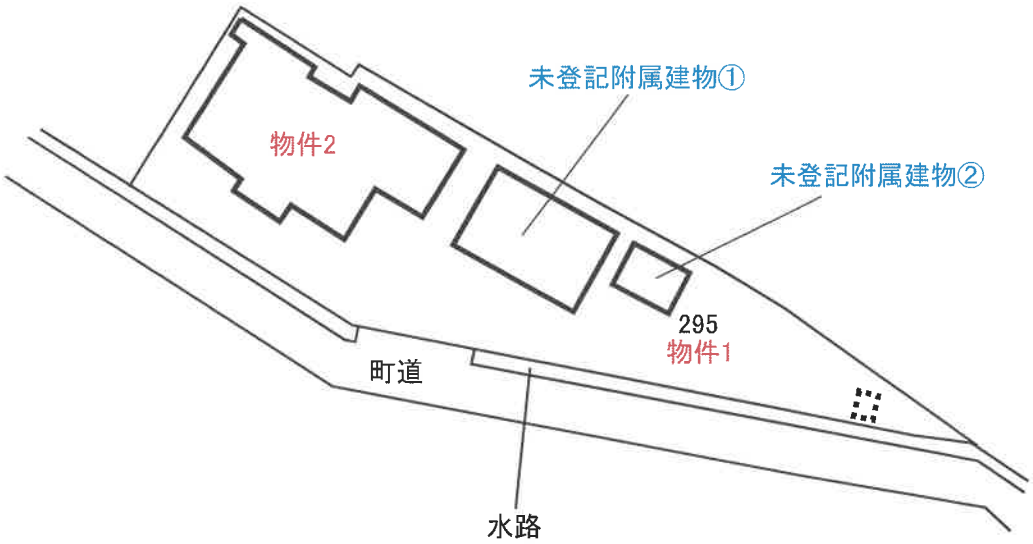
登記官 [redacted]

[redacted]

請求番号：3-2

A3版をA4版に縮小

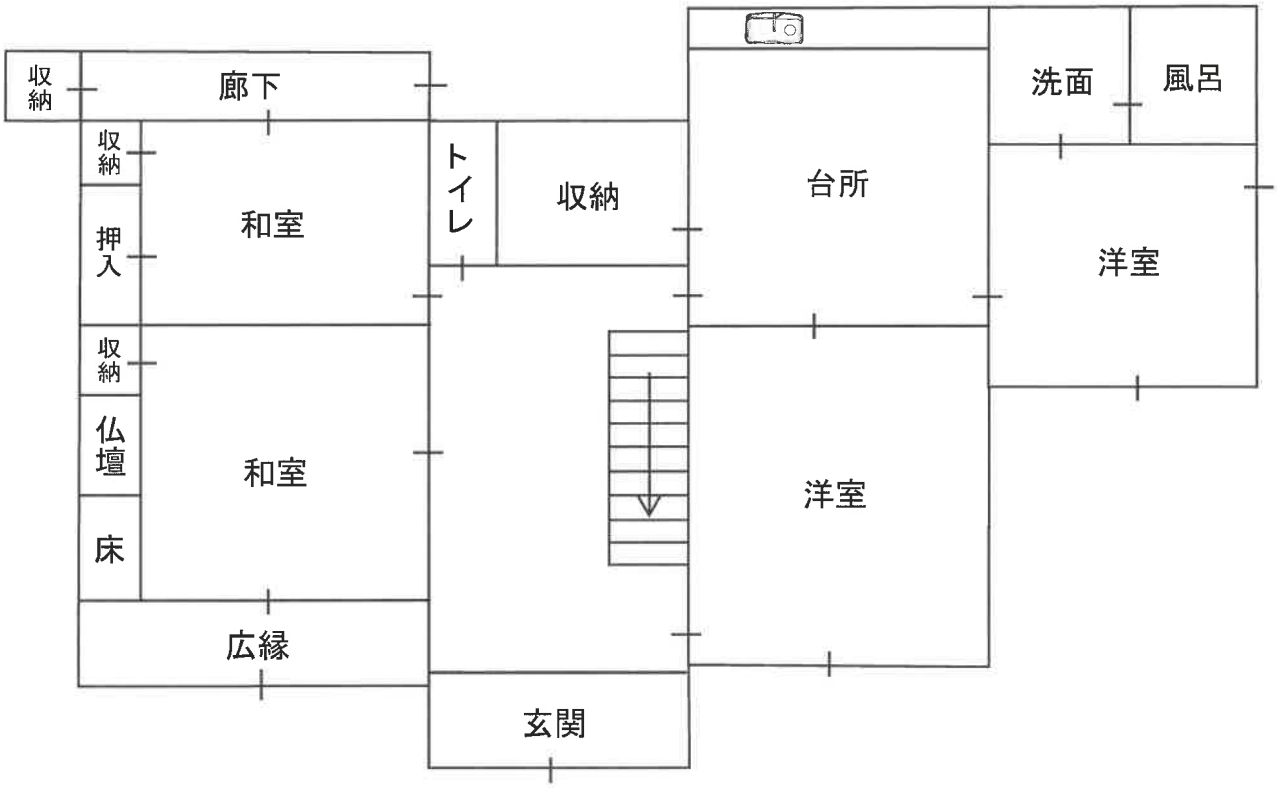
物件配置略図



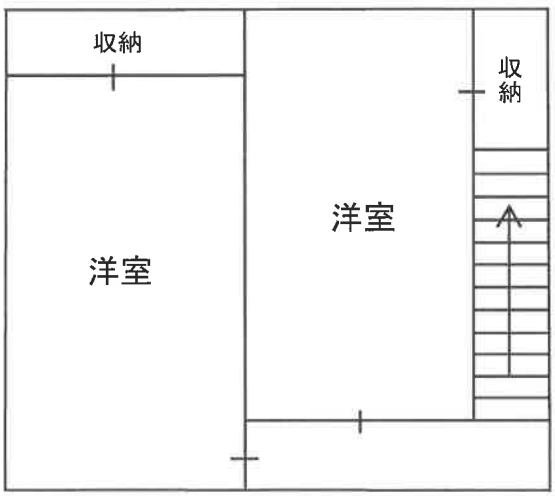
令和８年（ケ）第40号

建物間取図

（1F）



（2F）



令和８年（ケ）第40号

現況写真

物件2



物件2

